

令和4年度前期選抜募集要項

福島県立南会津高等学校
〒967-0631
福島県南会津郡南会津町界字向川原2000番地
TEL 0241-73-2221
FAX 0241-71-5006

1 対象学科及び募集定員

課 程	学 科	定 員
全 日 制	普 通 科	70名

特色選抜の募集定員は、定員の10%程度とする。一般選抜の募集定員は、定員から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和4年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 特色選抜において志願してほしい生徒

本校は、真摯・明朗・健康を校訓に掲げ、社会の変化に対応し自ら学び自ら考える力を育成するとともに、地域社会に貢献できる人材を育成することを目指しており、次の①②③のいずれかに該当し、本校の教育を受け、自分の能力を発揮したい生徒を求める。

- ① 将来の進路について明確な目的意識を持ち、4年制大学等の上級学校進学を目指して学業にまい進でき、将来にわたって地域社会に貢献できる力を身に付けようとする者
- ② 部活動（野球・スキー・バレーボール（女子））に所属し、3年間継続して熱心に活動し、高校生活を充実させたい者
- ③ 基本的な生活習慣が確立しており、校則や社会規範を守り、意欲的に学校生活に取り組む者

4 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願について

志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

6 出願期間

令和4年2月3日(木)から2月8日(火)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、344円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和4年2月8日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者

- ① 入学願書（様式統一1号の1により、県教育委員会において作成したもの）
- ② 令和4年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式共通1号）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
なお、提出期間は令和4年2月15日(火)から2月16日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- ③ 特色選抜志願理由書（本校所定のもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙（様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入する。）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入する。）

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
- ② 特色選抜志願理由書（本校所定のもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。（上記(1)③に同じ）
- ③ 健康診断書（令和4年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、「2 出願資格」の「(2) 中学校卒業後と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除する。
- ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ⑤ 受験票用紙（様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入する。）
- ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入する。）

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（様式共通4号の1）を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和4年2月15日(火)から2月16日(水)までとする。
郵送の場合には、2月16日(水)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

9 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記7に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記7に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
 - 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)に該当せず、学区外からの出願で、本校へ通学できる範囲内の町村（学区内）に保護者に代わり志願者を監督、保護する者（以下「身元引受人」という。）が居住する場合においては、学区外から本校校長への出願を認め、学区内の志願者として取り扱う。出願の際に、上記7に示した出願書類のほかに、次の書類を併せて提出する。
 - 「県内からの出願の場合」
 - 身元引受人の「住民票の写し」
 - 「県外からの出願の場合」
 - ① 上記9(2)①に示した書類
 - ② 身元引受人の「住民票の写し」

10 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際、受験番号を記入した受験票（様式統一1号の2）及び入学検定料納付済証明書（様式統一1号の3）を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

11 出願先変更

志願者は、令和4年2月9日(水)から2月14日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。
受付時間は、出願の場合と同じである。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

- (1) 本校へ出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（様式前期3号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（様式前期3号の2）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（様式前期4号の1及び前期4号の2）を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 選抜方法

(1) 特色選抜

本校校長は、中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として選抜を行う。選抜に当たっては、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

- ① 特色選抜志願理由書 本校への志願動機、将来の進路への抱負（将来の進路目標を明確に示して記入すること）、高校生活で学びたいことや力を入れて取り組みたいこと（具体的に記入すること）について志願者本人が記入する。
- ② 調査書 「各教科の学習の記録」は音楽、美術、保健体育、技術・家庭の各教科の評定を2倍することとし、195点満点とする。「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。
- ③ 学力検査 志願者全員に学力検査を課す。学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。
国語 社会 数学 理科 外国語（英語）
なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

学力検査の日時、日程、会場及び持参するものは次のとおりとする。

ア 日	時	令和4年3月3日（木）	午前9時～午後3時10分
イ 日	程	受付	7:45～8:15 生徒昇降口（校舎西階段2階）にて行う。
		点呼・諸注意	8:15～9:00

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10	15:35
国語 (50)	休 (20)	数学 (50)	休 (20)	外国語 (英語) (50)	昼食 (60)	理科 (50)	休 (20)	社会 (50)	休 (25)	一般選抜 に係る 面接

※ () 内の数字の単位は(分)

※ 一般選抜に係る面接(以下「一般面接」という。)は、一般選抜のみの者と一般選抜と特色選抜を併願する者が受験する。

ウ 会 場 本 校

エ 持参するもの 前期選抜受験票、上ばき、下足袋、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)

なお、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まない。

- ④ 特 色 面 接 特色選抜志願者全員に特色面接を実施する。特色面接は個人面接とする。特色面接では、特色選抜志願理由書をもとに目的意識を確認し、段階評価する。

特色面接の日時、日程、会場及び持参するものは次のとおりとする。

ア 日 時 令和4年3月4日(金) 午前9時から

イ 日 程 受付 8:15～8:30 生徒昇降口(校舎西階段2階)にて行う。
点呼・諸注意 8:30～9:00

9:00 10:30 10:45 12:15

特色 面接	休 (15)	特色 面接
----------	-----------	----------

※ () 内の数字の単位は(分)

※具体的な実施時間については、後日中学校を通して連絡する。

ウ 会 場 本 校

エ 持参するもの 前期選抜受験票、上ばき、下足袋

なお、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まない。

(2) 一般選抜

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般面接の結果を併せて資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

- ① 調 査 書 「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

- ② 学力検査 上記「13 (1) 特色選抜」の「③ 学力検査」に定めるところによる。

- ③ 一般面接 集団面接を行う。一般面接については、志願者の適性と目的意識を確認し、段階評価する。特色選抜と併願した者もこの面接を受けることとする。

日 時 令和4年3月3日(木)の学力検査終了後 15:35～17:00(予定)

具体的な実施時間については、後日中学校を通して連絡する。

- ④ 学力検査と調査書の成績の比重は同等とする。

14 合格者発表

- (1) 令和4年3月14日(月)正午以降に本校で発表する。
(2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書(様式共通5号)を交付する。その際、受験票を提出すること。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

15 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた「学校において予防すべき感染症」（この要項では、新型コロナウイルス感染症を除く。以下、同じ。）を指すものとする。

追検査等の実施については、当該受験者が欠席した選抜を実施し、当該受験者を他の受験者と併せて合否判定の対象とする。

	前期選抜受験状況		追検査等	出願状況
	一般選抜	特色選抜		
A	欠席		一般選抜	一般選抜のみ
B		欠席	学力検査と特色面接	特色選抜のみ
C	欠席	受験	一般選抜	一般選抜と特色選抜
D	受験	欠席	特色面接	
E	欠席	欠席	一般選抜と特色面接	

(1) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

- ① 1 日目の日程 令和 4 年 3 月 9 日(水) 学力検査、一般面接
 受付 7:45～8:15 生徒昇降口（校舎西階段 2 階）にて行う。
 点呼・諸注意 8:15～9:00

9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45 15:00

国語 (50)	休 (15)	数学 (50)	休 (15)	外国語 (英語) (50)	昼食 (50)	理科 (50)	休 (15)	社会 (50)	休 (15)	一般 面接
------------	-----------	------------	-----------	---------------------	------------	------------	-----------	------------	-----------	----------

※（ ）内の数字の単位は(分)

※ 一般面接は、一般選抜のみの者と一般選抜と特色選抜を併願する者が受験する。

- ② 2 日目の日程 令和 4 年 3 月 10 日(木) 特色面接
 受付 8:15～8:30 生徒昇降口（校舎西階段 2 階）にて行う。
 点呼・諸注意 8:30～9:00

9:00 10:30 10:45 12:15

特色 面接	休 (15)	特色 面接
----------	-----------	----------

※（ ）内の数字の単位は(分)

- ③ 会 場 本 校
 ④ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。
 ⑤ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、本校校長より中学校に連絡する。

(2) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患等追検査等受験願（様式共通 14 号）に医師の診断書を添付し、3 月 7 日(月)午後 4 時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者も、インフルエンザ等学校感染症罹患等追検査等受験願（様式共通 14 号）の追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大

防止の観点から受験できないこととされた理由を記入し、3月7日(月)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合も、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証(様式共通15号)を交付する。

(3) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(4) その他

3月3日(木)の学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者(ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされる者を除く。)の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。この場合、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査(学力検査)を受験できない。

16 その他

(1) 前期選抜及び追検査等を、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願者は、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程」に出願することができる。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、令和4年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式共通8号)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(4) 東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱い

住民票を移さずに避難している場合においては、平成23年3月11日(以下「震災発生時」という。)の時点で保護者(保護者に代わり志願者を監督、保護する身元引受人を含む。以下同じ。)が住民登録をしていた市町村、または出願時に保護者が居住している市町村のいずれかが、本校の通学区域内である場合は、学区内の志願者として取り扱うものとする。

なお、出願については、事前に本校校長に問い合わせることとする。